

筑後市空家等対策計画

令和元年 9 月

■目 次

第1章 空家等対策計画の趣旨

- 1. 背景 1
- 2. 計画の位置づけ 1

第2章 空家等の現状

- 1. 筑後市の空家等の現状 1
- 2. 空家等における課題 1

第3章 空家等対策における施策

- 1. 対策に関する基本的な方針 2
- 2. 計画期間 2
- 3. 対象地区 2
- 4. 対象とする空家等の種類 3
- 5. 空家等の調査
 - (1) 空家等調査方法 3
 - (2) 実態調査 3
 - (3) 空家等情報のデータベース化 3
 - (4) 所有者等が特定できない場合 4
- 6. 空家等の適切な管理の促進
 - (1) 所有者等の意識の涵養 4
 - (2) 相談体制の整備等 4
- 7. 空家等及び跡地の活用の促進
 - (1) 利活用可能な空家及び跡地の情報提供 5
 - (2) 補助金の活用促進 5
- 8. 特定空家等に対する措置等及びその他の対応
 - (1) 措置の方針 5
 - (2) 措置の実施 5
- 9. 空家等対策の実施体制
 - (1) 庁内の組織体制及び役割 7
 - (2) 筑後市老朽危険家屋等対策検討委員会 7
 - (3) 関係機関等との連携 8
- 10. 住民等からの空家等に関する相談への対応 8
- 11. その他空家等対策の実施に関し必要な事項
 - (1) 地域での空家等対策の検討と情報の共有 8
 - (2) 他法令との連携 8
 - (3) 計画の変更 8

資料編

1. 筑後市空き家等の適正管理に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	9
2. 筑後市空き家等の適正管理に関する施行規則	・ ・ ・ ・ ・	11

第1章 空家等対策計画の趣旨

1. 背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきている。

空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われないうまま放置されている状態の空家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められている。

本市では、この空家問題の抜本的な解決策として平成26年4月に「筑後市空き家等の適正管理に関する条例」を施行した。国は、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）を施行し、また福岡県は、この法施行に併せて「福岡県空家対策連絡協議会」（以下、「県協議会」という。）を平成27年3月に設立し、県、県内全市町村及び関係団体が一体となって空家等の対策を総合的に推進していくこととしている。

2. 計画の位置づけ

この「筑後市空家等対策計画」（以下、「空家等対策計画」という。）は、法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空家対策を効果的かつ効率的に推進するために、本市の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定するものである。したがって、本市の空家等対策の基礎となるものである。

なお、計画の推進にあたっては筑後市空き家等の適正管理に関する条例や筑後市総合計画等に定めている空家関連施策との整合性を図るものとする。

第2章 空家等の現状

1. 筑後市の空家等の現状

本市の空家等の現状は、令和元年5月末現在で、住宅総数19,628戸、空家数744戸、空家率3.79%となっている。

その内、特定空家等と認定しているものは14戸、また、その候補となるものは約100戸という現状である。

2. 空家等における課題

空家等は個人の財産であり、所有者等が適切に維持管理すべきものである。しかし、空家等が発生し常態化する要因は、所有者等の高齢化、遠隔地への居住、又は、経済的な事情など、その案件ごとに様々であると考えられる。

特に、適正な管理が行われていない空家等は、防災、防犯、環境衛生、風景・景観等面で市民等の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあることから、対策を講じる必要がある。しかし、相続、所有権の問題、経済的事情等により適正な管理が進まないのが実態である。

第3章 空家等対策における施策

1. 対策に関する基本的な方針

(1) 所有者等の意識の涵養

空家等をもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提である。所有者等に対して空家等の適正な管理や利活用の意識付けを行うことが重要であり、また、相続、転勤などにより、全ての人々が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめることも重要である。このため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の涵養を行う。

(2) 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す。

(3) 特定空家等の取り組み

特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、優先的に取り組んでいく。

(4) 住民からの相談に対する取り組み

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するため、庁内、及び関係機関と連携し対応していく。

2. 計画期間

空家等対策計画の計画期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とし、社会情勢等の変化等必要に応じて見直していくものとする。

3. 対象地区

空家等対策計画の対象地区は筑後市内全域とする。

4. 対象とする空家等の種類

空家等対策計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」のうち一戸建ての住宅及び併用住宅、並びに法第2条第2項に規定された「特定空家等」とする。なお、この「特定空家等」と筑後市空き家等の適正管理に関する条例の管理不全な状態の空き家等は同等なものとする。

5. 空家等の調査

(1) 空家等調査方法

実態調査を実施し、住民票、水道の使用量、建築物への人の出入り状況、周辺住民のヒアリングなどにより空家等を特定する。

特定した空家等については、登記情報、建築確認申請情報、戸籍簿情報、固定資産税の課税情報及び近隣住民等からの情報収集等により、所有者等を特定する。

特定した空家等の所有者等に通知を行い確定する。

(2) 実態調査

①空家等の所在及び当該空家等の所有者等及び空家の状態等を把握するため、職員により実態調査を実施する。調査は、おおむね2、3年で市内全域を回り、これを継続的に行っていく。

②特定した空家等の所有者等に対し、必要な情報提供やアドバイスを実施するため、アンケート等の送付により意向確認を行う。

アンケート等の送付は、個別に行う他、納税通知書など定期的な通知等も活用して行う。

③職員は、特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合等に、空家等の敷地内に立入調査を行う。

なお、立入調査を行う場合は、その5日前までに所有者等に対して文書で通知を行う。（通知が困難な場合は除く。）

(3) 空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うにあたり必要な情報について、データベースを整備し、防災安全課において管理する。また、データベースの情報は関係部局で共有する。

データベースの情報は以下のとおりとする。

- ①空家基本情報（所在地、行政区等）
- ②現地調査情報（老朽度、周辺への影響、維持管理の状態）
- ③所有者特定情報（土地・建物所有者等の住所、連絡先等）
- ④所有者の意向調査
- ⑤適切な管理の促進（助言や指導等の履歴）

（４）所有者等が特定できない場合

①所有者等不明（相続放棄含む）の確認

- i 法定相続各人に対し相続放棄の事実について調査。
- ii 法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、所有者不明の空家等とし、データベースに登録。

②所有者等所在不明の確認

所有者等確認のため送付した郵便等が返送された場合は、送付先の市町村に住民票の閲覧請求を行う等調査を行った後、なおも所在が不明な場合には、「過失なく所有者等を確認できない」者と判断し、データベースに登録。

6. 空家等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等の適正な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則である。このことを所有者等に啓発するため、以下の取組みを実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止する。

（１）所有者等の意識の涵養

①所有者等への啓発

広報誌及びホームページへの適正管理に関する情報掲載等を通じて、空家等の適正な管理について、所有者等への啓発に努める。

②所有者等へ空家等対策に関する情報提供の内容

広報誌、ホームページ、納税通知などの市からの文書通知等を活用して空家等の所有者等に対して情報提供を行う。

- ・ 筑後市老朽危険家屋等解体補助金
- ・ 筑後市空き家バンク事業
- ・ 筑後市住宅リフォーム補助事業

（２）相談体制の整備等

空家等に係る問題は、多岐にわたることから、関係部局、県、関係団体と連携した相談体制の整備を行う。

7. 空家等及び跡地の活用の促進

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等の意向調査の結果を踏まえ、関係団体や行政区等の地域との連携による活用などを検討する。

(1) 利活用可能な空家及び跡地の情報提供

■ 空き家バンク事業等の活用

所有者等の同意を得たうえで、空き家バンク事業に登録し、希望者に提供する。

また、空き家バンクに協力している不動産仲介業者等の関係事業者団体と協定を締結し、所有者等に対して利活用を推進する。

なお、空地についてもその有効活用に繋げるため、同様の取組みを行う。

(2) 補助金の活用促進

空家等対策を行うにあたり「筑後市老朽危険家屋等解体補助金」や「筑後市住宅リフォーム補助事業」、その他国及び県の補助金を積極的に活用し、空家等の解消を推進する。

8. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処

特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、市長は地域住民の生命、健康、財産の保護を図り、また、健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じる。

特定空家等の判断については、筑後市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の別表に基づき、筑後市老朽危険家屋等対策検討委員会で意見を求め市長が決定する。

なお、特定空家等以外で悪影響を与える恐れのある空家等又は法による指導が困難である空家等については、筑後市空き家等の適正管理に関する条例により、指導等の措置を実施する。また、関係機関と連携した指導の実施を検討する。

(1) 措置の方針

① 措置の優先

特定空家等のうち周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及ぼすもの若しくは及ぼす恐れが高いものから優先して措置を行うものとする。

②措置内容の検討

- ・特定空家等に対する措置を行うため、職員等は必要な限度において立入調査を実施し、建築物の状況を把握する。
- ・調査の結果に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなくし、かつ所有者等の負担が少ないと考えられる措置の内容を検討する。

(2) 措置の実施

①助言・指導

市長は、8（1）②で検討した措置の内容を講ずるよう助言・指導を行う。

②勧告

市長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、相当な猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行う。

勧告を行う場合は、固定資産税等の住宅地特例が適用されなくなることから、税担当部局と十分打ち合わせを行うとともに、所有者等にも、その旨を通知する。

③命令

市長は、勧告を行っても必要な改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じる。

市長は、命令をする場合においては、筑後市空き家等の適正管理に関する条例第8条の規定に基づき、実施する。

④行政代執行

市長は、命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合等に、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代わり行う。

所有者等が確知できない場合は、法第14条第10項の規定に基づき、実施する。

9. 空家等対策の実施体制

(1) 庁内の組織体制及び役割

課名	役割
防災安全課	<ul style="list-style-type: none">・空家等の調査・空家等の適切な管理の促進・措置及び対処の実施・空家等及び跡地の活用促進・筑後市老朽危険家屋等対策検討委員会及びその他関係機関との連絡、調整
かんきょう課	筑後市美しい環境をつくる条例に基づいた土地の占有者等に対する助言、指導、勧告等
企画調整課	筑後市住宅リフォーム補助事業等
道路課	道路交通安全確保等
学校教育課	<ul style="list-style-type: none">・通学路の安全確保・その他児童及び生徒の危険防止
税務課	<ul style="list-style-type: none">・法第10条第1項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の情報を防災安全課へ提供・固定資産税等の住宅用地特例に対する対応

(2) 筑後市老朽危険家屋等対策検討委員会

①趣旨

市内に存在する家屋等のうち、老朽化が著しく、及び周辺環境に危険を及ぼし、又は悪影響を及ぼすおそれがある家屋等の解消に向けて調査研究し、及び対策を検討するため、筑後市老朽危険家屋対策検討委員会を設置する。

②所掌事務

空家等の調査に関すること。

空家等の解消に向けた施策の検討に関すること。

空家等の周辺環境の安全性確保に関する施策の検討に関すること。

空家等の寄付受納の検討に関すること。

その他空家等の対策に関すること。

③構成

構成については、庁内の関係部署とし、必要に応じて外部識者を含めた会議を実施する。

(3) 関係機関等との連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと空家対策を実施する。

■弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士

相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等

■不動産業者

所有者の空家等利活用相談、空き家バンクの充実等

■建設業者

空家等の解体、改修の相談及び対応等

■建築士

空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等

■警察

危険回避のための対応等

■行政区

空家等情報の提供、跡地の利活用等

10. 住民等から空家等に関する相談への対応

空家等に関する相談は、多岐にわたることから、庁内の関係部署及び県協議会、及び関係団体と連携、相談し、対応する。対応内容については、経過等について記録し、関係部署等で共有する。

11. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項

(1) 地域での空家等対策の検討と情報の共有

空家等の管理は一義的には、所有者等が適切に管理若しくは活用すべき問題であるが、地域全体で対処方法を検討・共有することは有効であるため、必要に応じて地域との情報の共有を図る。

(2) 他法令との連携

空家等の対策は、この法律に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能なこともある。このため、空家等の情報について、内部部局で共有し、密に連携を図る。

(3) 計画の変更

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正等、必要に応じて変更する。

資料編

○空家等対策の推進に関する特別措置法（略）

○筑後市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態になることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 管理不全な状態 空き家等が、老朽化若しくは台風その他の自然災害により倒壊するおそれがある状態若しくは資材等の飛散若しくは落下により人若しくは他人の財産に被害を及ぼすおそれがある状態又は不特定者の侵入による火災若しくは犯罪が誘発されるおそれのある状態をいう。
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学するものをいう。

(空き家等の適正管理)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等の敷地に所在する資材等の整理整頓を行うとともに、管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

(情報提供)

第4条 市民等は、管理不全な状態であると思われる空き家等を認めたときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(実態調査)

第5条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第3条に規定する適正な管理が行われていないと認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。

2 市長は、前項の実態調査を行う場合において必要があると認めるときは、職員に立入調査（当該空き家等に立ち入り、調査し、又は質問することをいう。以下この条において同じ。）をさせることができる。

3 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第6条 市長は、前条の実態調査により、当該空き家等が管理不全な状態になるおそれがあると認めるとき、又は管理不全な状態であると認めるときは、その所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第7条 市長は、前条の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、その所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第8条 市長は、当該空き家等の所有者等が前条の規定による勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、その所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第9条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない所有者等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(協力要請)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、官公署又は政府関係機関に、参考となるべき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○筑後市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、筑後市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、条例の例による。

(状態の判定)

第3条 管理不全な状態とは、別表に掲げる管理不全な状態の判定基準による各評点の合計額が100点を超えるもの又はその他市長が危険であると認めるものをいう。

(情報提供)

第4条 条例第4条の情報提供は、空き家等に関する情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他の方法により行うことができるものとする。

(実態調査)

第5条 市長は、条例第5条に規定する実態調査の結果、当該所有者等に適正な管理を求める必要があると認められ、かつ、当該所有者等の連絡先の把握が困難な場合は、当該空き家等に書面を掲示することにより、当該所有者等へ連絡

等を求めることができる。

2 条例第5条第3項に規定する立入調査をする職員の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第2号）とする。

（助言又は指導）

第6条 条例第6条の助言は口頭により行い、同条の規定による指導は空き家等の適正管理に関する指導書（様式第3号）により行うものとする。

（勧告）

第7条 条例第7条の勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第4号）により行うものとする。

（命令）

第8条 条例第8条の命令は、空き家等の適正管理に関する命令書（様式第5号）により行うものとする。

（公表）

第9条 条例第9条の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

- （1） 筑後市公告式条例（昭和29年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- （2） 市のホームページへの掲載
- （3） その他市長が必要と認める方法

2 市長は、公表を行う必要があると認める所有者等が、次に掲げる事由のいずれかに該当する者と認めるときは、その公表を猶予することができる。

- （1） 命令の期限までに改善に至らなかったものの、期限後6か月以内に改善することを書面で誓約した者
 - （2） 前号に掲げるもののほか、特別の事由があると市長が認める者
- （公表に対する意見）

第10条 市長は、条例第9条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書（様式第6号）により、条例第8条の規定により命令を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第7号）により意見を述べなければならない。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

管理不全な状態の判定基準			評点
構造の腐朽 又は破損の 程度	(1) 床	ア 根太落ちがあるもの	10
		イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15
	(2) 基礎、土台又は梁	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		イ 基礎に不同沈下があるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ウ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100
	(3) 外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15
		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(4) 屋根	ア 屋根ふき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15
		イ 屋根ふき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒	25

		が垂れ下がったもの	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50
道路等の通行人又は隣接地に対する影響	外壁又は屋根等	ア 外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼすおそれがあるもの	50
		イ 外壁、屋根材等が道路又は隣接地に既に落下する等、敷地外に被害を及ぼしている状況がうかがえるもの	75
防犯又は防災に対する影響	窓ガラス又は戸	窓ガラス又は戸の腐朽又は破損により、内部に侵入できる状態にあるもの	50

○筑後市老朽危険家屋等対策検討委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 市内に存在する家屋等のうち、老朽化が著しく、及び周辺環境に危険を及ぼし、又は悪影響を及ぼすおそれがある家屋等の解消に向けて調査研究し、及び対策を検討するため、筑後市老朽危険家屋対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1） 空家等の調査に関すること。
- （2） 空家等の解消に向けた施策の検討に関すること。
- （3） 空家等の周辺環境の安全性確保に関する施策の検討に関すること。
- （4） 空家等の寄付受納の検討に関すること。
- （5） その他空家等の対策に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

- （1） 総務部防災安全課長
- （2） 総務部防災安全課
- （3） 総務部税務課
- （4） 市民生活部かんきょう課

(5) 建設経済部都市対策課

(6) 契約管財課

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長には、総務部防災安全課長を充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画財政課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この内規は、令和元年9月から施行する。